

本人限定受取郵便について

1. 開示結果の送付方法について

郵送により開示の申込をされた方は、郵便事業（株）のサービス「本人限定受取郵便（特例型）」にて開示結果を返送いたします。郵送による開示結果の受渡に際し、より確実にご本人様（法定代理人）に届くことに留意し、本郵便サービスに限定した運用を実施させていただきます。なお、送付先は〔 〕代理人の現住所欄にご記入いただいた住所へ返送いたします。

2. 「本人限定受取郵便（特例型）」とは

本人限定受取郵便は、郵便物に記載された名あて一人一人に限って郵便物をお渡しする郵便事業（株）のサービスです。

本人限定受取郵便（特例型）は、郵便事業（株）から通知書が送付されますので、郵便局にて受け取る方法と、郵便局に電話連絡をしてご自宅に配達を依頼する方法のいずれかを選択してお受取ください。

郵便物をお受取いただく際は、ご本人様（法定代理人）であることを確認させていただくため郵便事業（株）が指定する本人確認書類が必要となりますのでご了承ください。

3. 注意点

- ・当社では「本人限定受取郵便（特例型）」に限定して開示結果を返送しております。その他の方法による返送は行なっておりません。
- ・本人限定受取郵便（特例型）では、封筒の表面に名あて人の電話番号の記載がある場合には、郵便到着時に郵便事業（株）から電話連絡をするサービスがありますが、当社から郵送する際は電話番号を記載しませんので郵便事業（株）からの電話連絡はございません。郵便事業（株）から名あて人に送付される通知書でご確認ください。
- ・開示結果は法定代理人宛に返送いたします。本人限定受取郵便では名あて人が指定した代理人が受取ることができませんが、当社で開示結果を法定代理人宛に返送いたしますので代理人を指定することはできません。

本人限定受取郵便について詳しくお知りになりたい場合は、お近くの郵便局にお問い合わせいただくか、郵便事業（株）のホームページをご参照ください。